

南九州市告示第106号

南九州市子育て転入世帯家賃応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月13日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市子育て転入世帯家賃応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市子育て転入世帯家賃応援補助金交付要綱(令和2年南九州市告示第220号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中、「36月」を「12月」に改め、同条第5項ただし書を次のように改める。

ただし、月末に離職した場合は、当該月までを交付対象期間に含めるものとする。

第4条第6項中「前2項」を「第4項及び前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の場合において、再就職をした場合は、交付対象者は初回の交付対象期間の範囲内において、再びこの補助金の交付を申請することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の南九州市子育て転入世帯家賃応援補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。